

経営戦略策定の趣旨

- 下水道事業は、自然環境を保全し安全で快適な住環境を形成する上で不可欠な都市基盤施設であり、本町においても昭和56年度から公共下水道事業（大津処理区）に着手しています。
- 一般に、下水道事業を取り巻く状況は、人口の減少等による使用料収入の低下や、施設の老朽化等による更新費の増加などの課題に直面し、下水道事業の経営環境は厳しさを増してきています。
- このため、令和2年4月1日より、「官公庁会計（特別会計）」から地方公営企業法の財務規定を適用した「公営企業会計」に移行するとともに、将来にわたって住民生活に重要なサービスを提供していくための経営戦略を策定するものです。

経営戦略とは

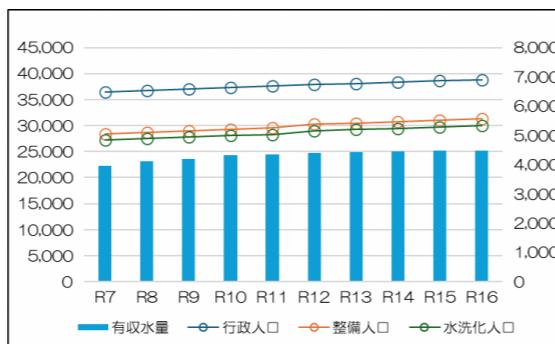
- 経営戦略とは、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。
- その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（以下「投資試算」という。）と、財源の見通しを試算した計画（以下「財源試算」という。）を構成要素とし、投資以外の経費（維持管理費等）も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した投資・財政計画を作成します。
- また、「経営戦略」には、効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行います。

経営の現状分析

- 総務省にて毎年度公表されている「下水道事業経営指標」用いて、類似他都市と比較した結果、本町の下水道事業における課題として、次の点が挙げられます。
 - 水洗化率95%に対し、面整備率74%程度であり、全体計画区域の見直しを考慮する必要がある。
 - 令和6年4月1日使用分より使用料改定（値上げ）を行っており、今後の推移を注視する必要があるものの、一般的な家庭の使用料は比較的安価である。
 - 人口密度が低く、効率性の面において不利な状況にある。
 - 施設利用率が比較的高く、処理能力と処理水量に留意する必要がある。
 - 汚水処理原価のうち、資本費の占める割合が高い（管渠等の先行投資が占める割合が高い）。
 - 効率的な整備区域の選定と改築・更新計画の立案が必要である（アセットマネジメントの実践）。

将来の事業環境

- 本町の行政人口は、増加傾向にあり、将来の行政人口は、令和4年3月に策定した「第6次大津町振興総合計画後期基本計画」、「大津町人口ビジョン」との整合を図り、整備人口や水洗化人口を予測しました。
- 有収水量は、工業団地の水量増加要望や、行政人口の増と未普及地区（大林地区、瀬田地区）の整備、令和12年度より錦野地区（農集）の接続による水量増を見込んでいます。
- 職員数は、必要最小限の人数として、現況の人員を見込んでいます。
- 近年の物価上昇を考慮し、年2%の物価上昇を見込んでいます。



経営の基本方針

- 「第6次大津町振興総合計画」や「公共施設等総合管理計画」との整合を図り、経営の基本方針（将来ビジョン）を次の通り策定しました。
 - 公共下水道を適正に整備及び維持・管理し、快適で衛生的な住環境の形成と河川の水質保全を図る。
 - 未整備地区の整備を図り、施設の長寿命化を進めながら計画的で効率的な改築更新に取り組む。
 - 水質保全や生活環境の改善に関する広報・啓発活動の展開により、水洗化率の向上を図る。
 - 災害発生時における危機管理体制を強化し、公共下水道施設の機能維持・早期復旧に努める。

投資・財政計画

- 計画期間は、令和7年度から令和16年度の10年間とします。

【投資試算】

- 管渠の未普及整備は、令和8年度まで年間2億円程度、それ以降は年間1億円程度を投資します。
- 処理場は、水処理施設の増設（4系）と電気設備の更新と併せて耐震対策も実施します。

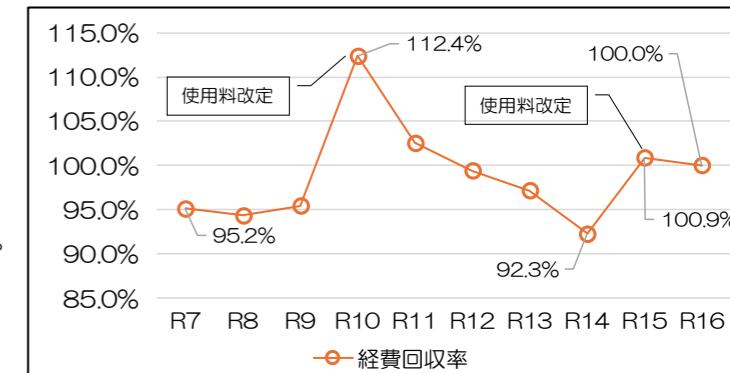
【財源試算】

- 有収水量は、一般家庭と工業団地の水量が増加するものの、収支が継続的な赤字となる見込みです。
- 職員給与費は、必要最小限の人員を見込んでおり、これ以上の削減は難しいと考えます。
- 水洗化率も95%と類似他都市と同程度であり、着実に上昇しています。
- そのため、経営の健全化策として、令和10年度に17.29%、令和15年度に11.25%の使用料改定を見込み、令和10年度～14年度累計で経費回収率100%を達成する投資・財政計画を作成しました。
- また、使用料改定により、一般会計からの繰入を減らすことができます。

経費回収率の見込み

- 経営の健全化策として、使用料の改定を見込むことで、経費回収率の向上を右図のように見込んでいます。

（注）経費回収率とは、汚水処理に要した費用に対して、使用料による回収程度を示す指標です。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則です。



経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

- 毎年度、進捗管理を行い、3～5年毎に見直しを行い、経営戦略の事後検証、改定を行います。
- 大津町の発展に向けた上位計画の変更・改定があった場合は、適宜見直しを検討します。
- 使用料の改定率については、今後の実績値等の推移を考慮し、再度算出します。